

平成 22 年 11 月 30 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人
品質管理本部長 濱尾 宏

「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する
検討状況の整理」に対する意見

貴委員会から平成 22 年 8 月 16 日に公表された「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下「検討状況の整理」とする。）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

（質問 1）公表される市場価格のない株式への投資の分類（第 18 項及び第 74 項から第 82 項参照）

第 18 項では、公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案（【案 1】）、及び、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案（【案 2】）の 2 つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

1. 公表される市場価格のない株式への投資の分類

（コメント）

公表される市場価格のない株式への投資について、【案 2】として掲げられた公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する方法を採用することが望ましいと考えられる。

（理由）

現在、貴委員会では「公正価値測定及びその開示に関する会計基準」の最終基準化に向けての作業を行っており、同基準では、公正価値の考え方が整理されることになる。同基準（案）第 4 項では、公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）をいうものと定義することが提案されている。このよ

うに、公正価値を出口価格として定義した場合、取得原価が公正価値の適切な見積りとなるケースは多くないとも考えられる。特に、取得から長期間を経過した場合にはその傾向が顕著になると思われ、実質的には公正価値評価が義務付けられるような結果となることが想定される。

また、検討状況の整理第A33項では、取得原価が公正価値の適切な見積りとならない可能性がある場合が列挙されているが、これらの判断規準が企業に主観的な判断を求めることで、多様な実務が行われる結果、企業間の比較可能性が害されることも考えられる。

ただし、公正価値を信頼性をもって測定できない場合という要件が拡大的に解釈されることにより、公正価値で測定されるべき株式までもが取得原価で評価されてしまう弊害は避ける必要がある。そのため、信頼性をもって測定できるかどうかという判断要件を明確化し、安易に取得原価で評価されないようにすることが求められると考える。

なお、IFRS第9号「金融商品」の定めでは【案1】が採用されており、【案2】を採用することにより、国際的な会計基準とのコンバージェンスが達成されていないとする見解もあると思われるが、現行IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の定めと同様の考え方を導入することで、一定のコンバージェンスが果たされるものと考えられる。

(質問 2) 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング (第 31 項及び第 96 項から第 103 項参照)

第 31 項では、第 30 項ただし書きの指定を行った場合 (一定の株式に関して、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合) において、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない (リサイクリングを行わない) 案 (【案 A】) と、純損益に認識する (リサイクリングを行う) 案 (【案 B】) 、の 2 つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

2. その他の包括利益のリサイクリング

(コメント)

経営者が任意に指定する一定の株式について、その評価差額 (減損処理の対象となるものを除く。) をその他の包括利益で認識することを認める、いわゆる OCI オプションを導入することに賛成する。

ただし、当該その他の包括利益で認識された評価差額のその後の純損益への振替えを認めるか否かについては、既存の会計基準等の定めとの関係が整理される必要があると考えられ、当該論点に関しては、企業会計基準委員会での十分な議論が行われる必要があると考えられる。

(理由)

いわゆる OCI オプションを導入した場合に、リサイクリングを行わない案(【案 A】)を採用するかどうかという点は、我が国の会計基準全体として、リサイクリングを行わない会計処理を認めるか否かという非常に重要な論点であり、個別の会計基準の問題として議論されるべきではないと考える。

実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」脚注 3 においては、我が国の会計基準に共通する考え方として「当期純利益と株式資本との連繋」が掲げられており、【案 A】を採用した場合には、この記述と整合しないこととなるため、この点に関して十分な議論がなされるべきと考えられる。

また、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」の導入により、我が国でも包括利益が財務諸表に表示されることとなるが、どういった項目をその他の包括利益で認識すべきか、また、どういった項目に関してはその他の包括利益累計額からのリサイクリングが行われることなく利益剰余金への振替えが行われるべきか、といった点についても、基本的な概念、考え方の定義や整理が必要ではないかと考える。

(質問 4) 適用指針(案)の改善の方向性 (A38 項参照)

適用指針(案)は、IFRS 第 9 号の適用指針を基礎として作成されています。当委員会の検討においては、A38 項に掲げる項目について、より詳しいガイダンスが必要との指摘がありますが、どのように考えますか。適用指針(案)について、さらに改善が必要な点がありますか。

3. 適用指針(案)の方向性

(コメント)

A38 項に掲げる項目について、より詳しいガイダンスを示すことが必要であると考え

る。

また、1. のコメントに記載したとおり、信頼性をもって測定できるかどうかという判断のガイダンスを設けることを検討すべきである。

以下は検討状況の整理第 7 項に掲げられた質問以外に対するコメントである。

4. 子会社株式及び関連会社株式に係る発生の認識の取扱い (検討状況の整理第 13 項)

(コメント)

金融商品の発生の認識のうち、子会社株式及び関連会社株式の発生の認識については、評価や連結範囲等の考え方と整合的に整理されるべきと考えられる。

(理由)

子会社株式及び関連会社株式については、現行基準上金融商品に該当するものとされ、個別財務諸表上でのその発生の認識についても、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」とする。)に則って判断されているものと考えられる。そのため、原則として、金融商品会計基準第 22 項の定めに従い、約定日基準にてその発生を認識することになる。

しかしながら、外形上は有価証券であり、金融商品であるとしても、その本質が事業投資である子会社株式及び関連会社株式に係る発生の認識は、その評価並びに連結の範囲及び持分法の適用の範囲と整合的に整理されるべきではないかと考える。すなわち、約定と株券の譲渡までの期間が金融商品会計基準第 22 項に定めるところの「通常の期間」であるとする、有価証券自体の発生は約定日で認識され、一方で子会社として支配を獲得するのは、実際に議決権を行使することが可能となる受渡日となるとも考えられる。より具体的には、公開買付けによる子会社化を例にとると、売買約定の成立時点は公開買付け期間の末日(又はその翌日)であるが、議決権を保有し子会社となるのは、決済日の時点と考えられる。この場合、子会社化される時点まではその他有価証券として金融資産の発生を認識するとも考えられるが、金融商品会計基準が金融商品の発生として想定している状況とは異なるケースではないかと思われる。したがって、子会社株式及び関連会社株式の発生については、検討状況の整理第 37 項及び第 118 項から第 123 項に掲げられている測定に係る取扱い並びに企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」等で定められている連結の範囲及び持分法の適用の範囲の考え方と併せて検討されるべきと考える。

5. 個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式の測定の取扱い(会計基準案第 13 項)

(コメント)

個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式の測定に係る取扱いについては、検討状況の整理第 122 項(3)の考え方をベースとすべきと考えられる。

(理由)

個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式については、検討状況の整理第 120 項にあるとおり、事業投資の性格を有するものとして、会計処理を定めることが考えられる。その場合、個別財務諸表上で認識されるべき投資の成果は、子会社又は関連会社からの配当収入により算定されるべきという考え方があり、その点を重視すると、取得原価により評価することが適切であると考えられる。

また、検討状況の整理第 119 項にて指摘されているように、公正価値を基礎とする減

損処理を行うのではなく、また、検討状況の整理第 120 項に記載されているとおり、連結財務諸表と個別財務諸表の減損処理を整合的に定めることが必要と考えられる。

そのため、検討状況の整理第 122 項(3)のアプローチを基礎として、その測定に係る定めを検討することが考えられる。

6. 付随費用の定義（検討状況の整理第 26 項）

（コメント）

検討状況の整理では、付随費用が明示的に定義されておらず、単に「(支払手数料等)」と記載されているのみである。

そのため、実務上の多様性を排除し、企業間の比較可能性を担保するために、付随費用の定義を会計基準に定め、その範囲が実務に資する程度に明確化されるべきではないかと考える。

7. 会計単位のお考え方（検討状況の整理第 84 項及び第 87 項）

（コメント）

検討状況の整理第 84 項及び第 87 項において、「会計単位」という用語が用いられているが、検討状況の整理の他の箇所において特に定義されていないため、その意義が不明確である。そのため、当該用語の意義が明らかにされるとともに、企業会計基準公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」第 13 項における公正価値を算定する単位との関係も併せて整理されるべきと考えられる。

また、「会計単位」という用語は、本店、支店、事業部等の企業内部における会計主体として用いられるケースもあるため（企業会計原則注解（注 11））、「会計処理単位」などの表現を用いてはどうかと考える。

8. 公正価値と取引価額との差額の会計処理（検討状況の整理第 116 項及び第 A28 項）

（コメント）

検討状況の整理第 116 項では、我が国の会計基準における定めとして、「取得した金融資産の公正価値が支払対価と異なる場合に当該差額はその取引の実態に応じて処理することとされている」が、具体的にどのような会計処理を行うかは必ずしも明示されていない部分も多いと考えられる。

そのため、無利息あるいは低利の貸付・借入や公正価値と異なる取引価額による株式の購入などに関して、初日損益に係る取扱いの明確化と併せて、「取引の実態に応じた処理」のお考え方や一定のガイダンスが示されるべきと考えられる。

9. 契約キャッシュ・フローを回収するという目的との整合性の吟味（検討状況の整理第 A5 項）

（コメント）

検討状況の整理第 A5 項では、あるポートフォリオにおける売却がしばしば実行される場合に、それらの売却が契約キャッシュ・フローを回収するという目的と整合しているか「吟味する」必要があるとされている。

しかしながら、ここでいう「吟味」という用語の意味するところが必ずしも明確ではなく、また、他の会計基準において用いる用語と整合的ではない。そのため、「吟味する」という表現に代えて、「その実態を検討する」等の記述とすべきではないかと考える

10. 事業モデルの目的の変更（検討状況の整理第 25 項、第 88 項及び第 A25 項）

（コメント）

期首に事業モデルの変更を行った場合には、同日より影響を受けるすべての金融資産の分類が変更されるよう、現行の記述を修正すべきである。

（理由）

企業の事業モデルの目的の変更は、分類変更日よりも前に行われなければならないとされている（検討状況の整理第 A25 項）。しかし、期首に事業モデルの変更が行われた場合、現行の記載からは、事業モデルと変更日と分類変更日に明確な前後関係が定められているため、その翌事業年度の期首に分類変更がなされてしまうことになると思われる。

事業モデルの変更が期首に行われることは十分に想定される事項であるが、この場合に約 1 年間事業モデルの変更と整合しない分類となることは妥当ではない。そのため、「分類変更日」は、事業モデルの変更の翌事業年度の期首ではなく、事業モデル変更日以後に開始する事業年度の期首、として定義すべきと考えられる。

以 上